

(令和8年5月21日以降の主な変更点)

- 令和8年5月21日より、郵便料（保管金）は手数料に一本化されます。
 - ① これまでは郵便料（保管金）と手数料を別々に納付いただいておりますが、同日以降に支払督促を申し立てた事件については、**郵便料（保管金）の納付は不要になります。**
なお、同日より前に支払督促を申し立てた事件については、その後の仮執行宣言の申立て等が同日以降であっても郵便料（保管金）の納付が必要となります。
 - ② 同日以降に債権者登録を行う場合、還付金振込先金融機関の設定は不要になります。

- 令和8年5月21日以降に支払督促を申し立てた事件について発付された仮執行宣言付支払督促に基づき強制執行を申し立てる場合、送達証明書の添付が不要となります（執行手続に必要な資料の詳細は[こちら](#)をご覧ください）。そのため、これらの事件については、本システムで**送達証明申請がご利用いただけません。**
なお、同日より前に支払督促を申し立てた事件については、その後の仮執行宣言の申立て等が同日以降であっても本システムで送達証明申請が可能です。

- 令和8年5月21日以降に支払督促を申し立てた事件については、**承継執行文等を書面で申請する際に、手数料を収入印紙で納付することができません**ので、申請書には収入印紙を貼らずにご提出ください。申請後、裁判所からペイジーでの納付に必要な情報をご連絡いたします。
なお、同日より前に支払督促を申し立てた事件については、その後の仮執行宣言の申立て等が同日以降であっても、承継執行文等の申請にあたっては申請書に収入印紙を貼付してご提出ください。